

## 狂犬病発生届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所  
氏 名

次のとおり狂犬病（疑いを含む。）が発生したので、狂犬病予防法第8条第1項の規定により届け出ます。

### 記

- 1 犬等の所有者氏名及び住所
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 犬等の所在地
- 4 動物の種類（犬種）
- 5 犬の生年月日
- 6 犬の毛色
- 7 犬の性別
- 8 犬の呼び名
- 9 犬の特徴・体格
- 10 注射実施年月日及び注射済票番号
- 11 犬等の発見場所
- 12 被咬傷者の有無及び人数
- 13 発病年月日
- 14 犬等の病状
- 15 感染経路
- 16 その他 （例：マイクロチップ番号等）

## 狂犬病発生報告書

平成 年 月 日

食品衛生課長 様

保健所長

次のとおり狂犬病（疑いを含む。）が発生したので、狂犬病予防法施行細則第8条第2項の規定により報告します。

### 記

- 1 犬等の所有者氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 犬等の所在地
- 4 動物の種類（犬にあっては、犬の種類）
- 5 犬の生年月日
- 6 犬の毛色
- 7 犬の性別
- 8 犬の呼び名
- 9 犬の特徴

---

- 10 犬の体格
- 11 注射実施年月日及び注射済票番号
- 12 犬等の発見場所
- 13 被咬傷者の有無及び人数
- 14 発病年月日
- 15 犬等の病状
- 16 感染経路
- 17 診断獣医師の氏名及び住所

## 犬の保管依頼書

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所  
氏 名

次のとおり犬の保管をお願いします。

記

- 1 保管依頼理由
- 2 犬の所在地
- 3 犬の種類
- 4 犬の性別
- 5 犬の年齢
- 6 犬の毛色
- 7 犬の呼び名
- 8 犬の体格
- 9 犬の特徴
- 10 登録年月日及び登録番号
- 11 狂犬病予防注射実施年月日及び予防注射済番号
- 12 その他 マイクロチップ番号等

### 隔離犬観察記録

状態		観察期間(日目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
		観察月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		観察時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
採食の有無																	
飲水の有無																	
① 異常行動	眠らなくなった																
	落ち着かない																
	目の前のものに噛みつく																
	異嗜(石、土等を食べる)																
	苛立ち口の中を気にする																
	性欲亢進																
	遠吠え																
② 行動格変化	攻撃的になった																
	逆におとなしくなった																
	なつかなかったものが近づく																
	逆に人を恐れるようになった																
③ 症状の変化	一過性の発熱																
	流涎																
	眼球突出(それに伴う角膜乾燥)																
	眼瞼下垂																
	口腔内又は舌の汚れ・変化																
	耳介の位置の下垂																
	嘔吐あるいは下痢																
	開口																
	努力呼吸																
	舌の麻痺																
	瞳孔散大																
その他の	音や光に過敏な反応を示す																
	痙攣発作																
	嚥下困難																
	昏睡状態																
	死亡(日時)																
記録者(Ⓜあるいはサイン)																	

○ : 症状有り      × : 症状無し又は観察時に確認出来ない場合

番 号

年 月 日

保健福祉部保健医療局食品衛生課長 様

保健所長

検査の依頼について

このことについて、狂犬病予防法第14条の規定により犬の死体を解剖することを決定したので、次のとおり検査を依頼します。

記

1 依頼する検査

狂犬病の確定診断検査

2 検体

狂犬病が疑われる犬 頭

3 その他

(1) 詳細は別紙搬送用データシートのとおり

(2) 検体は直接道立衛生研究所感染症センターに搬送する。

(担当)

別紙

搬送用データシート

道立衛生研究所狂犬病確定診断検査担当者 様

保健所

項目	内容	備考
(1) 確定診断依頼年月日		
(2) 検体情報		
①犬の飼育地（捕獲地）		
②犬の種類 犬の性別		
③犬の生年月日		
④捕獲（隔離）年月日		
⑤主な臨床症状		
⑥死亡年月日（推定含む）		
(3) 搬送状況	有蓋プラスチック容器に冷蔵	
(4) 搬送予定年月日		
(5) 搬送担当者（予防員） 所属職氏名		
(6) 保健所担当者 所属職氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号		
(7) 特記事項		

別記様式第9号

犬のけい留命令の告示

北海道告示第 号

狂犬病（疑似症）の発生につき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第10条の規定により、犬に口輪をかけ、又はけい留することについて、次のとおり命じる。

平成 年 月 日

北海道知事

- 1 犬の口輪装着又はけい留を命じる期間
- 2 犬の口輪装着又はけい留を命じる区域
- 3 犬の口輪装着又はけい留を命じる理由  
狂犬病のまん延の防止のため

-----  
別記様式第10号

犬の一斉検診の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病（疑似症）の発生につき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第13条の規定により、に基づき、次のとおり犬の一斉検診を実施するので告示する。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

- 1 一斉検診を実施する期間
- 2 一斉検診を実施する区域
- 3 一斉検診を実施する理由  
狂犬病のまん延の防止のため

# 検診台帳

台帳番号

検診年月日	時刻	検診者		
所有者住所	電話 ( )			
所有者氏名				
犬の所在地				
犬の呼び名		種類		
年齢		性別		
体格		毛色		
登録年度及び登録番号	年度 第 号			
注射実施日及び済票番号	年 月 日 第 号			
検診結果				
備考	その他の確認事項 (例: マイクロチップ番号等)			



別記様式第 1 2 号

犬の臨時予防注射の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病（疑似症）の発生につき、狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり犬の臨時の予防注射を実施するので告示する。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

1 臨時の狂犬病予防注射を受ける犬は、平成 年度に未実施な犬とする。

2 予防注射を実施する期間

3 予防注射を実施する区域

4 予防注射を実施する場所  
最寄りの動物病院あるいは所有者宅

5 予防注射に要する費用  
所有者が負担

別記様式第13号

犬の移動の禁止（制限）の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第15条の規定による犬の移動の禁止（制限）について、次のとおり定める。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

1 移動を禁止（制限）する期間

2 移動を禁止（制限）する区域

3 移動を禁止（制限）する理由

狂犬病のまん延の防止のため

4 移動の制限の場合

狂犬病にかかっていない旨の獣医師の証明書がある場合は移動を認める。

別記様式第 1 4 号

犬の集合施設の開催等の禁止の告示

北海道〇〇保健所告示第 号

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 1 7 条の規定による犬の集合施設の開催等の禁止について、次のとおり定める。

平成 年 月 日

北海道〇〇保健所長

1 開催等を禁止する期間

2 開催等を禁止する区域

次の区域内における展覧会等犬を集合させる催物の開催

3 開催等を禁止する理由

狂犬病のまん延の防止のため

## 報道発表要領

(趣旨)

第1条 犬等（犬又は狂犬病予防法第2条第1項第2号（猫、あらいぐま、きつね、スカンク）の動物。以下同じ。）による狂犬病が発生した場合（狂犬病の疑似症を含む。）に、道民に対する迅速かつ的確な情報提供と、早期にまん延を防止し撲滅を図る必要があることから、報道機関を通じて公表する。

(報道発表の時期)

第2条 狂犬病の発生に際して、次の各号に掲げる場合にあっては、報道機関に発表する。

- (1) 狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。）が発生したと認めた場合
- (2) 北海道狂犬病発生対策要領（以下「要領」という。）第3「狂犬病のまん延防止及び撲滅対策」2に定める対策を講じた場合
- (3) 狂犬病対策が終了した場合
- (4) その他要領第3の1に定める北海道感染症危機管理対策本部長又は北海道保健所感染症危機管理対策地方本部長が報道を必要と認めた場合

(公表実施機関)

第3条 狂犬病の発生に係る報道機関への発表は、次の各号に掲げる機関が行う。

- (1) 北海道感染症危機管理対策本部
- (2) 北海道保健所感染症危機管理対策地方本部

(公表実施方法)

第4条 狂犬病の発生に係る報道機関への発表は、次の各号に掲げるとおりに実施する。

- (1) 資料提供
- (2) 必要に応じて記者クラブでの会見

(公表実施者)

第5条 前条第2号に掲げる会見については、原則として各対策本部長もしくは、各対策本部長の指名した者が実施する。

2 同会見については、原則発表者及びその補佐役の2名以上で対応するが、諸事情によりこれが困難な場合には、単独で発表することも差し支えない。

(公表内容)

第6条 公表する内容については、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 疑狂犬病犬の発生、もしくは狂犬病と確認された犬等の発生の区分
- (2) 発生場所（市町村名：個人情報保護に抵触するおそれのある場合は、対策本部で協議のうえ決定する。）
- (3) 対応状況（疫学調査、まん延防止及び撲滅措置）
- (4) 本部解散の際に、狂犬病発生から終息までの経緯及び採られた対応報告
- (5) その他まん延防止及び撲滅のために必要な情報

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### Ⅲ. 東京都の取り組み

## 1. 東京都における「擬似狂犬病検体採取研修」実施概要

## 東京都における「擬似狂犬病検体採取研修」実施概要

東京都では、国内（東京都以外）及び東京都内で、狂犬病が発生又は発生の疑いが探知された場合の、関係機関との連携及び狂犬病予防法等に基づく具体的な対応策について、「狂犬病ガイドライン2001」に準拠したものとして、「狂犬病発生時対応マニュアル」（平成19年9月策定、平成21年3月改正）（以下「都マニュアル」という。）を策定し、狂犬病予防対策を進めている。

都マニュアルの中では、発生時の対応のほか、平常時の対応（予防対策）として、登録・狂犬病予防注射の徹底、関係局・関係団体との協力体制の整備をはじめ、動物愛護相談センターにおける職員研修や個人防護体制の整備（職員へのワクチン接種）などの取組みを掲げ、狂犬病発生時対応への備えを行っている。

### 【擬似狂犬病検体採取研修】

#### 1 職員研修の位置づけ

都マニュアルにおける平常時の対応において、次のとおり規定

##### ● 職員の研修・訓練

狂犬病予防技術員の技術向上のための研修、捕獲模擬訓練の実施。また、人的手段による捕獲以外の捕獲（確保）方法等に関する検討・開発を早急に実施する。また、狂犬病予防員全てが適切に擬似動物の取扱い、病性鑑定等ができるようにするための研修を行う。

#### 2 職員の研修・訓練の実施状況

##### （1）狂犬病発生時対応訓練

平成20年度から机上・捕獲模擬訓練を実施

- ・平成20年度 机上訓練・捕獲実働訓練・検体搬送、検査訓練
- ・平成21年度 机上訓練
- ・平成22年度 机上訓練・捕獲実働訓練・脳摘出、検体採取訓練（都市合同）
- ・平成23年度 捕獲実働訓練
- ・平成24年度 机上訓練・捕獲実働訓練（都区合同）

## (2) 擬似狂犬病検体採取研修

平成20年度から毎年度実施

### 3 擬似狂犬病検体採取研修

都マニュアルに基づき、職員の擬似動物の適切な取扱い及び病性鑑定等の知識並びに技術の修得、向上を図るため、毎年度（2回程度）、動物愛護相談センターに転入した職員等を対象として擬似動物の脳摘出・検査検体採取等の研修を実施している。

### 4 研修実施場所

動物愛護相談センター城南島出張所\*

\* 同出張所においては、平成19年度から21年度にかけて、動物由来感染症への対応能力の向上等を目的として施設改修を行い、感染症発生時に備えた動物の隔離、検体採取、検査設備（BSL2）を整備した。

### 5 使用検体

動物愛護相談センターにおいて捕獲、引取り・収容した犬（又は猫）のうち、譲渡対象とならずに殺処分対象となったもの\*

\* 近年、犬及び猫の殺処分数は激減しており、研修日程にあわせて検体を確保することが年々困難となっている。

### 6 研修対象者

当該年度の動物愛護相談センター転入職員ほか



## 7 研修内容

### (1) 所要日数

1日

参考：平成25年度研修タイムテーブル

午前	10:10	・出張所長挨拶 ・オリエンテーション
	10:20	・講義：狂犬病概説 ・DVDによる検体採取法及び臨床診断法の確認 ・検査器具等準備 ・所内見学等
	12:00	・昼食
午後	13:10	・殺処分開始・処分工程確認（見学）
	13:30	・殺処分終了 ・運搬・保定 ・セルフプロテクト（防護服着衣等）
	13:50	1 頭目デモ(40分)：講師によるデモンストレーション
	14:30	2 頭目実習(40分)：研修生による脳摘出・検体採取*
	15:10	3 頭目実習(40分)：研修生による脳摘出・検体採取
	15:50	・防護服脱衣、 ・片付け・消毒
	16:10	退室、必要に応じて保清
16:30	終了	

### (2) 研修資料

#### ア DVD

講義で使用する DVD は、次の2点。解剖方法に関する DVD については、当日の実習を円滑に行えるよう、研修生に事前視聴した上で参加するよう指示している。

- 狂犬病検査に必要な解剖の方法（安全で簡便な脳の取り出し方の一例）  
平成18年度厚生労働科学研究補助金 新興・再興感染症研究事業  
「動物由来感染症のサーベイランス手法の開発に関する研究」  
（狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ）
- 犬狂犬病の症状と臨床診断方法の一例（第一版）  
狂犬病臨床研究会

#### イ 配布資料

- 狂犬病の疑われたイヌ（等）の検査について  
平成22年2月25日開催 準量産型解剖モデル技術講習会（厚生労働省）資料抜粋

## 2. ネコの脳摘出条件の比較検討

## ネコの脳摘出条件の比較検討

城南島出張所 宗村 佳子

### 1 はじめに

2006 年にヒトの狂犬病輸入症例が 2 件続けて発生するなど、狂犬病の脅威は依然強く、当所においては擬似症例発見に備えた危機管理対応力のより一層の向上が求められており、定期的にイヌからの脳摘出訓練を行なっているところである。しかし、ネコでの訓練はこれまで行なわれていない。そこで、今回ネコで脳摘出条件について比較検討したので報告する。

### 2 対象及び方法

**解剖方法** 定法に従い頭部を切り離さない方法で行った<sup>1)</sup>。すなわち、ネコを腹臥位にし、保定用金具を下顎犬歯と第 1 小臼歯間に挟むことで下顎を頭部保定台に保定した後、開頭し脳を摘出した（脳とは概ね大脳から延髄まで、嗅球を除く。）。頭部保定台はイヌ用のものを改良して用いた。

ネコ 殺処分後のネコ 4 匹を用いた（表 1）。

**比較ポイント** 以下の 3 点を比較検討点とした。①解剖時間（剥皮から脳摘出まで。No.1 を除く）、②摘出された脳の状態（重量及び損傷の有無を観察した。検体とする部分に影響するような損傷がある場合には「不良」、ない場合は「良好」とした）、③排泄物や血液等による解剖実施者及び解剖台以外の解剖室環境への汚染の有無を目視で確認した。

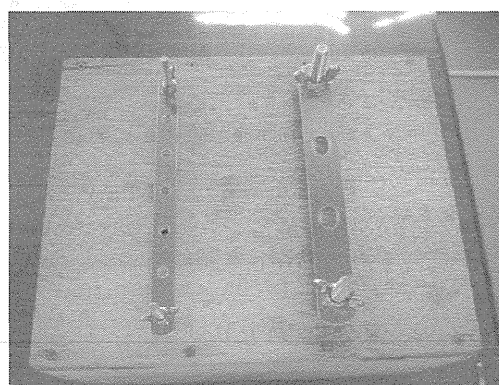


図 1 保定台上面。左がネコ・小型犬用の保定金具。

表 1 摘出条件を比較した 4 例 (No.は実施順)

No.	ネコ No.	品種	性	年齢 (歳)	体重 (kg)	脳重量 (g)	時間 (分)	摘出後の脳状態	汚染	備考
1	1	雑種	雌	10<	3.9	未測定	未測定	不良	なし	大脳と小脳分離
2	2	雑種	雄	10<	5.3	30.0	15	良好	なし	
3	3	雑種	去勢	3	5.4	29.5	15	良好	なし	
4	4	雑種	去勢	5	6.3	30.5	20	不良	なし	大脳と小脳分離

### 3 結果

解剖時間 解剖時間を測定した3匹の解剖時間は20分が2例、15分が1例であった。

摘出された脳の状態 2例で頭蓋骨除去時に小脳テントが除去できなかった(No.1・4、図1~3)。これらは骨鋏等を用いて小脳テントを除去し小脳を摘出したため、大脳と小脳は分離した状態となった。

汚染の有無 全例で認められなかった。

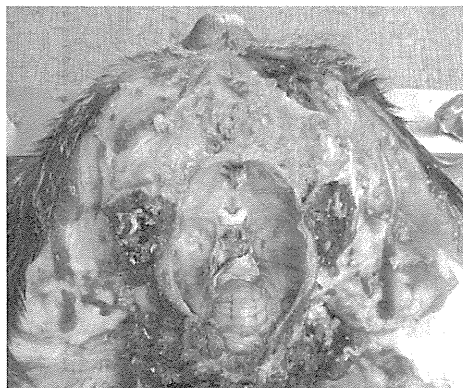


図1 小脳テント(矢印)が残った例  
(No.4、大脳除去)

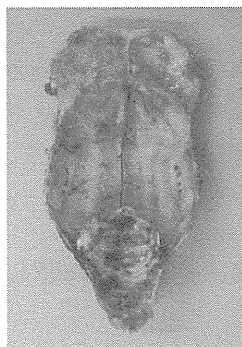


図2 図1の頭蓋骨背側内面



図3 骨性小脳テント~小脳テントが完全に除去できた頭蓋骨背側内面(No.3)